資料４

ア　これまでの緑地保全施策の成果

（１）「川崎方式」による保全施策の展開

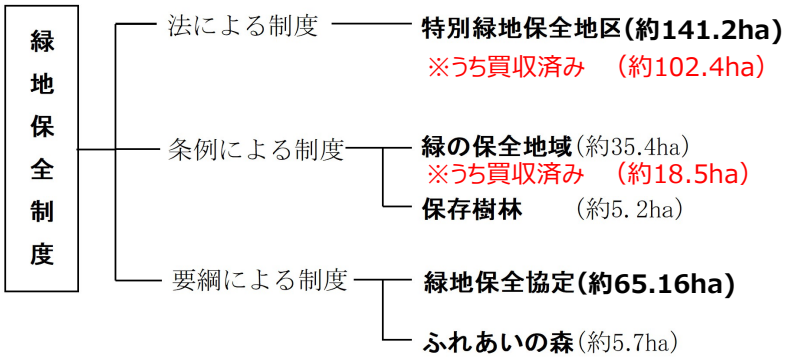
○1,000m2以上の一団の樹林地に対して緑地総合評価により、優先度を判断するABCの３段階のランク付けを行い、土地所有者の理解と協力を得ながら緑地の保全施策を段階的に講じる、「川崎方式」の取組を展開し、全国でも先進的な取組として評価されています。
※特別緑地保全地区の**指定数８２箇所**（**全国２位**）**指定面積１４１ha**（**全国４位**）

○**特別緑地保全地区は、都市緑地法により**、建築行為など一定の行為の制限を行うことで**緑地を現状凍結的に保全**する制度で、**地権者は**建築行為等の申請が不許可となった時には**土地の買入れを申し出る**ことができ、**地方自治体は買い取りを行うこと**となっているため、特別緑地保全地区の**約７割が公有地化**されています。

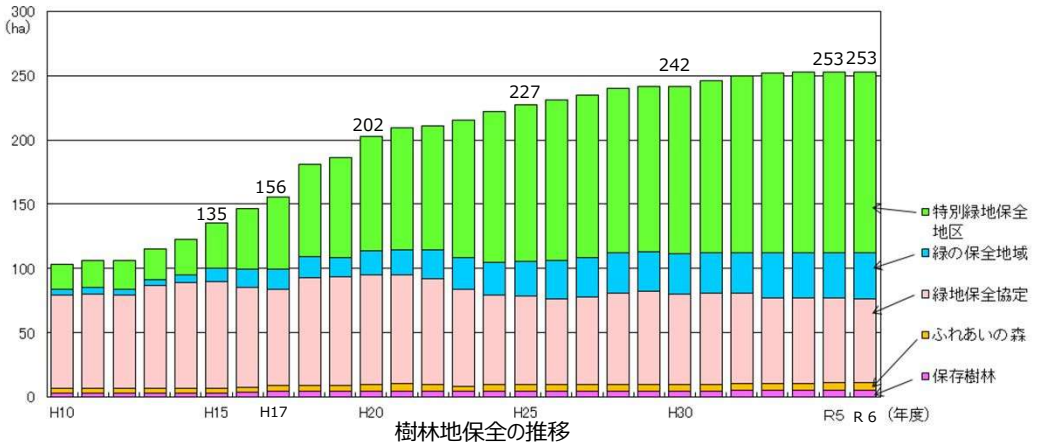
川崎方式



緑地総合評価、カルテ



【令和７年３月末実績】



樹林地保全の推移

実績：緑地保全制度により、これまでに２５３haの樹林地に保全施策を行っており、公園の樹林地を含めると、**緑地総合評価に基づく保全施策対象地**の**６割以上を**保全（20年で９０ha以上増加）

（２）保全された緑地の適切な管理と持続的な取組

○保全された緑地を、良好な里地・里山環境として維持・再生していくため、**地域住民や民間企業、教育機関等との協働**により、樹林地の将来像を設定する**「保全管理計画」**を作成し、それに向けた管理を持続的に進めています。

実績：公有地化した７６緑地のうち、**４３カ所(約５６%)で多様な主体との協働による里山的な管理活動が行われ、３５カ所で保全管理計画が策定**されることにより**生物多様性に配慮した管理**が行われています。

イ　緑地保全施策の課題

（１）緑地保全施策の指定面積の拡大が鈍化

保全施策が講じられた緑地が増加する一方、未施策緑地については、地権者意向や管理条件などから保全施策の展開が容易ではない緑地も多く、今後どの緑地に保全施策を展開していくかを、より効果的に判断する必要があります。



（２）保全した緑地の管理水準の低下

管理不足により、高齢林化によるナラ枯れ被害や竹林の拡大、常緑林化が進んでいる。



（３）災害の激甚化・頻発化への対応

近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、急傾斜地を有する緑地では、安全性の確保が重要な課題となっています。

ウ　緑地保全施策の国・市の動向

（１）国が策定した緑の基本方針（都市緑地法の改正（R6））

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」

個別目標：
①環境への負荷が小さい**カーボンニュートラル**都市
②人と自然が共生する**ネイチャーポジティブ**を実現した都市
③**Well-beingが実感**できる水と緑豊かな都市

推進の視点：**緑地の更なる充実（市町村の役割）**
より**質を重視した保全・活用を実施**するとともに、**生物多様性の確保**、**樹木の更新等を計画的に実施**

（２）川崎市みどりの将来像

コンセプト

「緑のつながり」「人のつながり」「みどりを活かしたまちづくり」から
みんなで好循環を生み出し、自然と都市が成長し続ける川崎を目指します。

緑のつながり：生物多様性の観点からまとまりやつながりを重視し緑地を保全します。

市の財産である貴重な自然は、これまで開発圧力から緑を守るため、緑地の優先順位を設けて、量とともに質の高い緑地を保全してきました。
今後は生物多様性の観点から、まとまりやつながりをより重視して、川崎市の緑地保全施策が講じられていない未施策の緑地に対して緑地保全施策を講じます。

エ　緑地保全施策のこれからの方向性

現状や課題、社会状況の変化を踏まえ、「川崎方式」による**取組を基本に、より効果的で持続的な保全施策へと発展させるため、２つの考え方を整理しました。**

考え方①　保全施策の効果的な展開

緑地総合評価を基本としながら、緑地の管理・利活用のしやすさや、緑地のまとまりやつながり等を踏まえて、保全施策を展開する緑地を見極め、効果的な保全につなげます。

①－１　保全後の管理を見据えた緑地の整理

①－２　今後の緑地保全の施策展開

考え方②　公有地化された緑地の適切な管理と質の向上

公有地化された緑地については、斜面の安全確保や利活用に向けた施設等の整備・管理を行うとともに、多様な機能を発揮する緑地を目指し、緑の質の向上を図ります。

②－１　安全性の確保と適切な整備・管理

②－２　公有地化された緑地の維持管理と質の向上

考え方①　保全施策の効果的な展開

新規・充実

考え方①－１　保全後の管理を見据えた緑地の整理

管理活動や利活用がしやすい緑地を保全するために、「優先的に施策を展開する緑地」を位置付けます。

（１）優先的に施策を展開する緑地

保全後の管理や利活用が見込まれる緑地の条件

条件１　急傾斜地が少ないこと

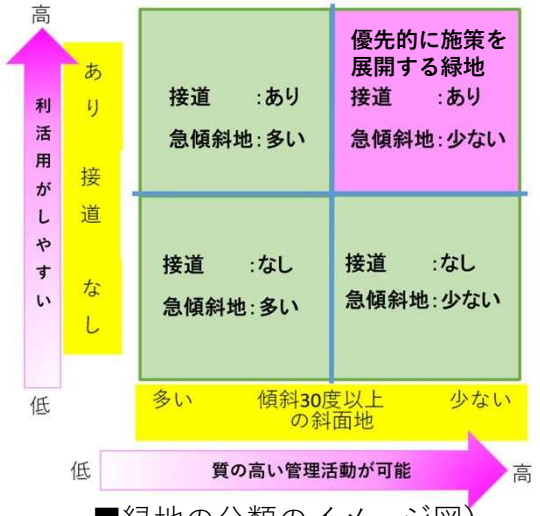
・継続的な管理が可能、市民の利活用の安全性を考慮

※傾斜３０°以上の急傾斜地が１０％以下の緑地

条件２　接道があること

・管理作業、市民の利活用、資器材の搬入等を想定

⇒上記2つの条件を満たす緑地は、保全後の継続的な管理や利活用が見込まれ、将来的に担保性の高い保全施策への展開が期待されることから、優先的に施策を展開する緑地とします。



■緑地の分類のイメージ図）

（２）優先的に施策を展開する緑地の面積

市内の1000m2以上の一団の緑地の総量５９４haのうち、保全施策等により保全されていない未施策の緑地は２２４ha存在し、そのうち上記の条件により分類した緑地は１３５haとなる。

■分類後の緑地面積

	1000m2以上の緑地合計(ha)	保全施策等により保全された緑地(ha)	未施策の緑地(ha)
合計(ha)	594	370	224
優先的に施策を展開する緑地	356	221	135
その他の緑地	238	149	89

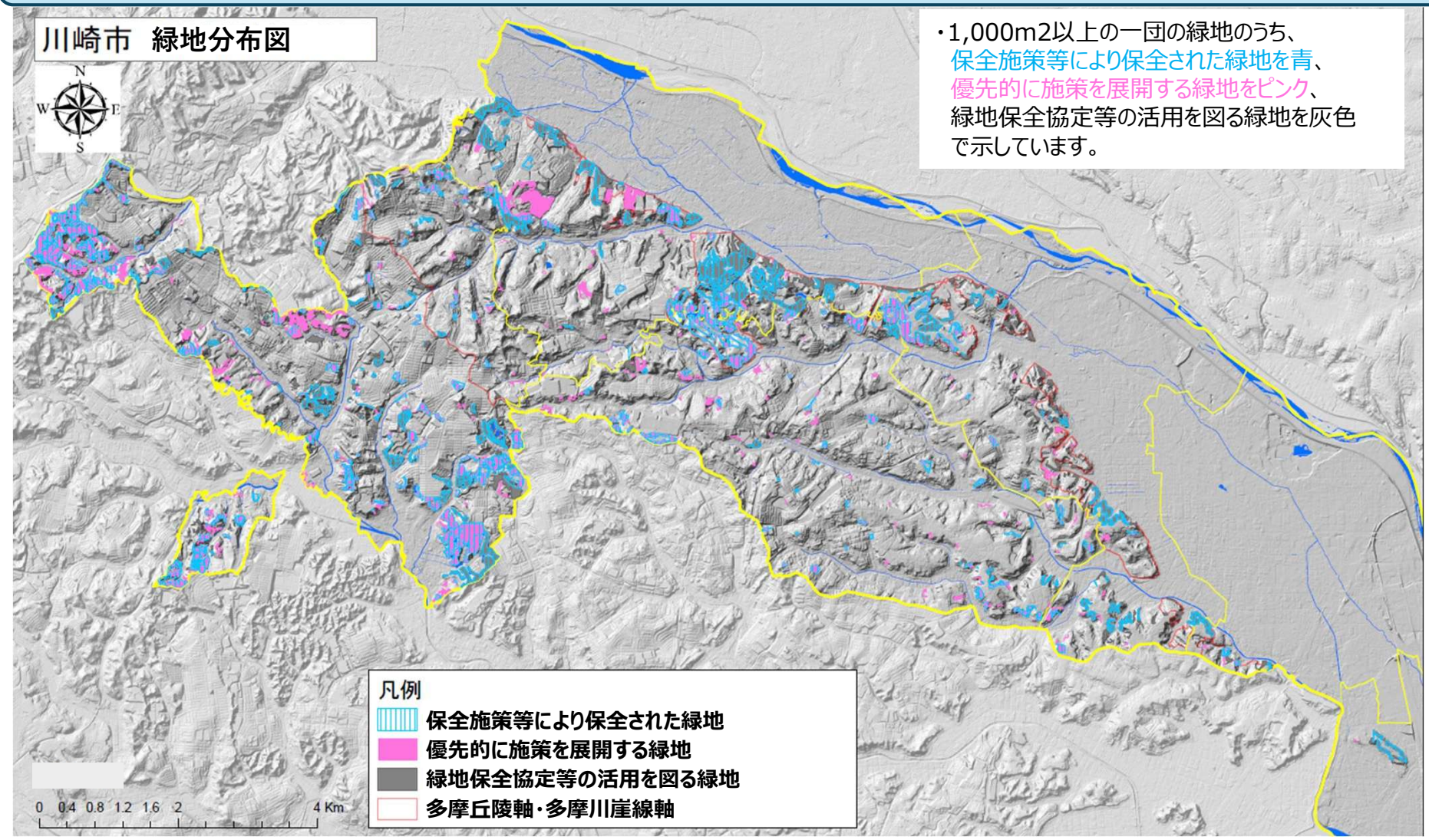


■緑地の分類の例

考え方①－1　優先的に施策を展開する緑地の分布

新規・充実

優先的に施策を展開する緑地を保全することで、すでに保全された緑地と共に、多摩丘陵・多摩川崖線の緑地を中心にまとまりやつながりが保たれ、生物多様性の保全や利活用の促進につながります。



・保全された緑地には、特別緑地保全地区、緑の保全地域、緑地保全協定、ふれあいの森、公園・緑地等が含まれています。
・生田緑地の都市計画区域など、灰色の部分についても都市公園法により担保される緑地があります。

考え方①－２　今後の緑地保全施策の展開

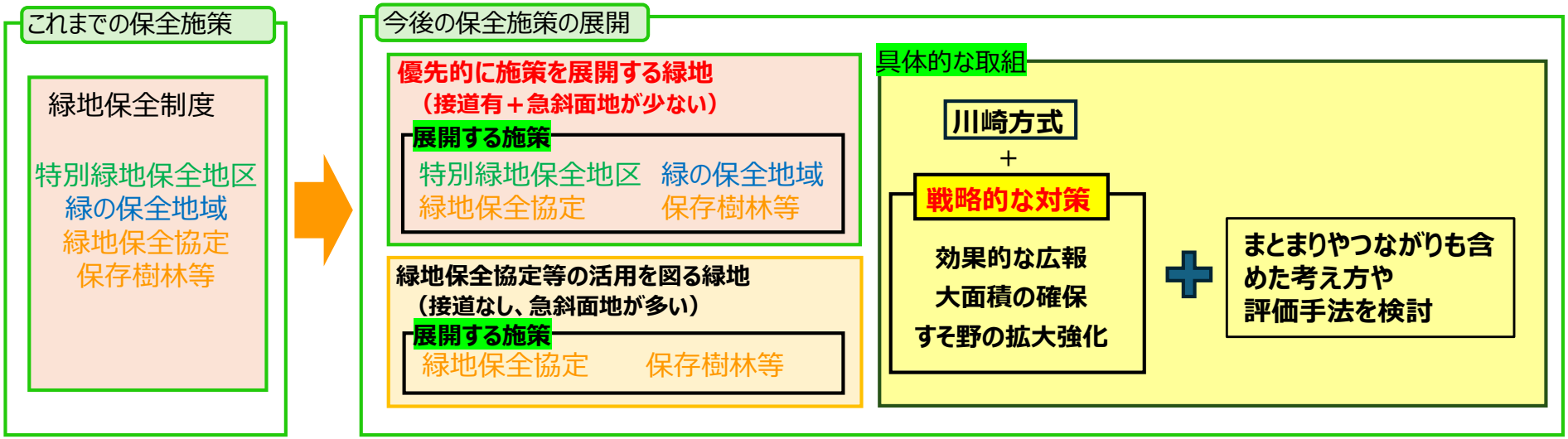
新規・充実

・今後は、優先的に施策を展開する緑地については、特別緑地保全地区等の指定に向けた交渉を行うと共に、その他の緑地については、緑地保全協定等の活用を促していきます。

・地権者に緑地保全の施策情報を提供し、効果的に保全施策を推進します。

・比較的受け入れやすい緑地保全協定の広報を強化することで保全施策のすそ野を広げます。

・緑地のまとまり・つながり等については、現行の運用基準では十分に捉えにくい緑地の配置や相互のつながりを、広域的に把握する視点から、今後、具体的な考え方や評価手法を検討します。



考え方②　公有地化された緑地の適切な管理と質の向上

公有地化された緑地については、斜面の安全確保や利活用に向けた施設等の整備・管理を行うとともに、多様な機能を発揮する緑地を目指し、緑の質の向上を図ります。

考え方②－１　斜面地の安全性の確保と適切な整備・管理

継続

公有地化された緑地については、斜面の安全対策や園路等の施設整備を進めます。

公有地化された緑地の整備

（１）斜面緑地の安全対策

多摩丘陵や多摩川崖線の公有地化された緑地では、住宅地に隣接した急傾斜地が多く存在することから、豪雨や災害の激甚化・頻発化に備え、定期的な斜面調査に基づき、自然や景観との調和に配慮しながら斜面安定化整備を進めています。今後も引き続き斜面の安全対策を進めます。

（２）施設整備

市民の安全な利活用や維持管理のため、園路、階段、柵、土留め等の施設整備を行っていきます。

（３）保全管理計画の作成及び適切な運用

良好な自然環境を維持、再生していくためには緑地の将来像を設定し、それに向けた管理を持続的に進める必要があることから、地域住民や民間企業等との協働により「保全管理計画」を作成し、保全活動を進めます。







考え方②ー２　公有地化された緑地の維持管理と質の向上

新規・充実

公有地化された緑地では、樹林の高齢化等による適正な管理が困難であり、ナラ枯れや台風災害による緑地の荒廃が進むなど、緑地としての機能が十分に発揮されない状況が発生しているため、機能維持増進事業により緑地の再生・整備を実施します。

市民協働による維持管理

保全管理計画を踏まえた保全活動

- 林床の草刈り
- 中低木の管理
- 竹林管理
- 貴重種保護など

＋

機能維持増進事業による緑地の再生・整備（行政）　新規

経年変化による緑地の機能低下を回復させる

- 樹林の密度管理
- 竹林等の整備
- 樹林の更新

緑地の特性や状態を踏まえて対象を選定します

基本的な維持管理（行政）

安全性の確保	／	周辺への影響軽減	／	日常的な維持管理
危険木・倒木等への対応		越境枝・支障木・外周部管理		草刈り・剪定・要望対応・巡視等

＜新たな取組＞ 機能維持増進事業

位置づけ：都市緑地法　**対象：**特別緑地保全地区　**事業内容：**立木竹の皆伐・択伐、その他必要な措置

事業実施：緑の基本計画に位置付け、国の支援制度を活用しながら推進

内容

- 緑地の特性や状態を踏まえて対象を選定する
- 緑地の有する機能の維持・増進を図るため、樹林の状態や目指す将来像を踏まえ、樹木の伐採・更新等による緑地の再生・整備を進める

機能維持増進のイメージ（神戸市）

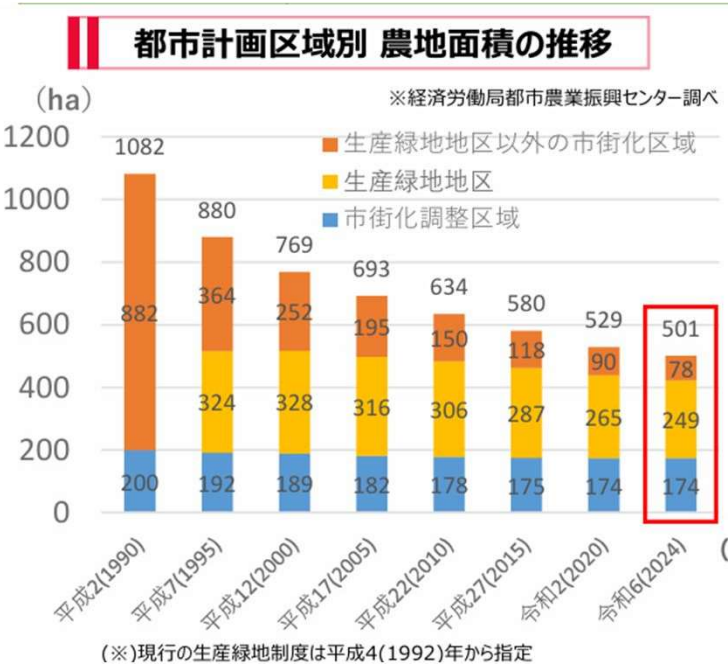


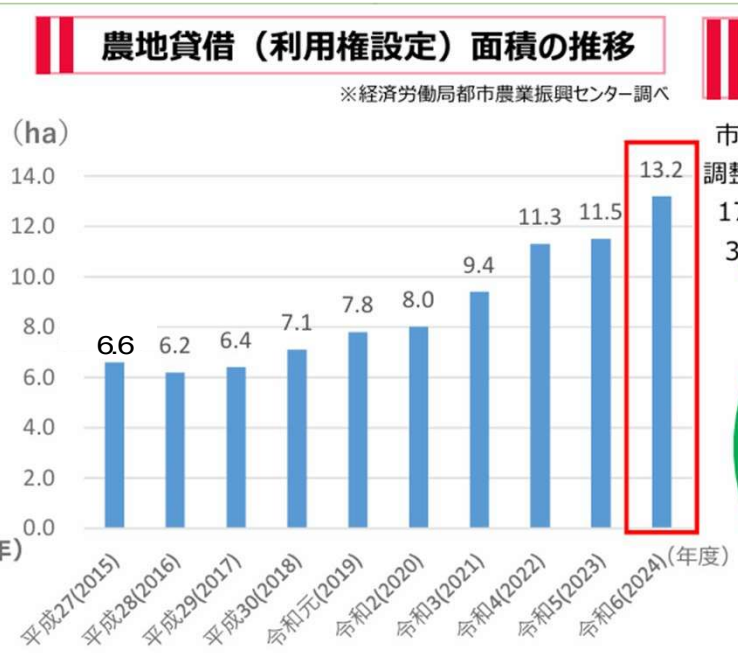
斜面林の大径木化に伴い災害の恐れ　**樹木の択伐（機能維持増進）**　安全に再生された樹林

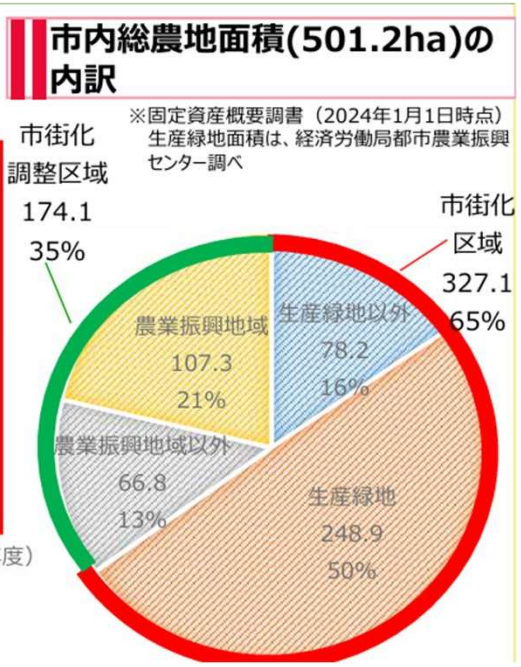
資料５

ア　現状と課題

- ✓ 農地は、令和6年1月時点で**501.2ha**（市域の**約3.5%**）で30年間で半減しており、近年は減少率が鈍化しています。（内訳：市街化区域**327.1ha**、市街化調整区域**174.1ha**）
- ✓ 生産緑地は、農地の半分を占めています。
- ✓ 市街化調整区域における農業振興地域内の農地は107.3haとなっています。（市内農地全体の約21%）
- ✓ 遊休農地は**0.58ha**で、近年横ばいで推移しています。
- ✓ 農業従事者は、年々減少傾向にあり、高齢化も進んでおり、担い手の育成・確保が重要。







出典：川崎市農業振興計画

イ　都市農地の持つ多面的な機能

- ✓ 農地は、農産物の供給に加え、環境、防災、緑地空間など多様な機能を有する都市における貴重な緑としての役割もあります。
- ✓ こうしたみどりとしての役割を踏まえを踏まえ、都市農業としてだけでなく、都市における重要な緑地空間として捉え、その多面的な機能を踏まえた保全・活用を推進します。

新鮮な農産物の供給

消費者の求める新鮮な野菜の供給や食と農に関する情報提供の役割



環境の保全

都市の緑として、雨水の保水、地下水のかん養・生物の保護等に資する役割



心やすらぐ緑地空間

緑地空間を提供し、住民の生活にやすらぎや潤いをもたらす役割



災害時の防災空間

火災の延焼防止や、大震災時の一時避難場所となる役割



農業体験・交流活動の場

農業体験や直売所などを通じて、生産者と消費者の交流をもたらす役割



市民の農業への理解の醸成

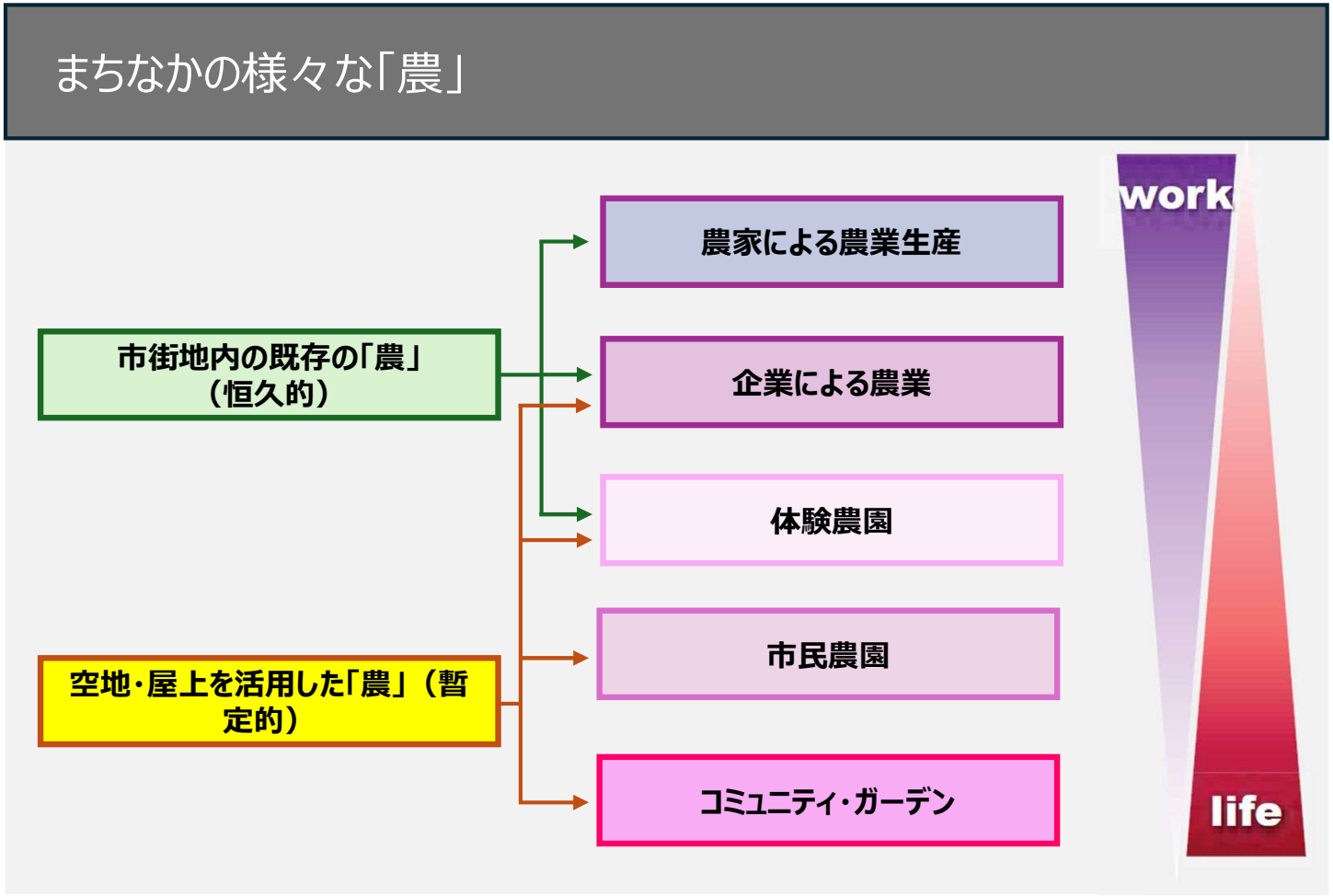
身近に存在する都市農業を通じて市民に農業への理解を醸成する役割



出典：川崎市農業振興計画（令和８年３月策定）

ウ　緑の基本計画における農地の考え方

✓　緑の基本計画における農地は、農業的な価値に加え、市民の生活を支える貴重な緑空間として保全・活用し、農体験や交流、生物多様性の向上等を通じて、豊かな都市環境の形成を目指します。



農業（産業）的な価値

みどり（生活空間）としての価値

出典：「Green connection!　連携でつくる新しい時代のみどり」
東京大学大学院工学系研究科　横張　真（一部加筆修正）

2　議題（３）農的空間の保全と創出について

エ　農業振興計画と緑の基本計画の関係性のイメージ

✓ 農業振興計画に基づく取組に加え、緑の保全・活用の観点から緑の基本計画では、**「緑としての農地の保全と活用について」**として、民有地を市民緑地として認定することや**「農を通じたみどりとのふれあいの創出」**として、公園において「農」を体験できる機会を創出することなどにより、都市農地の多面的機能の発揮を目指します。

２つの計画における関係性のイメージ

川崎市
緑の基本計画

①緑としての農地の保全と活用について
市民緑地制度や農業公園制度を活用した農地の保全と市民利用の促進

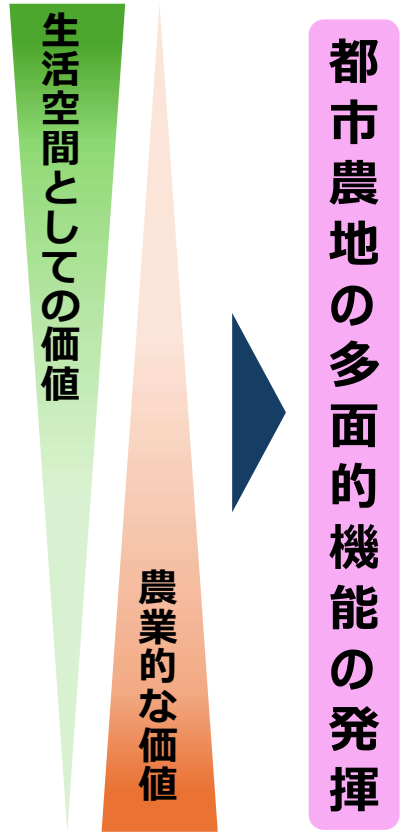
②「農」を通じたみどりとの触れ合いの創出
「農」と公園を連携させた農的活動や農に関する地域資源を活用した交流機会の創出

川崎市
農業振興計画
豊かな「農」ある暮らしを次世代へ

①立地の特性を生かした力強い農業経営の推進
担い手発掘・育成・確保や農業経営の改善の推進、栽培技術の普及・向上

②適正な農地の保全・活用の促進
農地の適正利用の維持や地域特性に応じた活性化

③市民と農業のつながる場・機会の拡大
地産地消の推進や農業体験機会等の創出



※「農」の定義：「産業としての農業のみならず、農地の持つ多面的な機能や地域の担い手としての農業者、文化・伝統等も含めた広い概念」

2　議題（３）農的空間の保全と創出について

オ　緑としての農地の保全と活用について

- ✓ 平成28年に閣議決定された**都市農業振興基本計画において「農地を都市にあるべきもの」**として整理されたことも踏まえ、公園緑地等が不足する地域においては、生産緑地を含む農地を農体験のできる空間として保全する手法について検討します。
- ✓ 市民がコミュニティを育む場や農を体験する場として農地を活用するため、**他都市の先進事例や本市の取組事例を踏まえ農地や公園緑地の活用手法を整理**してまいります。

生産緑地の有効活用のイメージ



農を体験できる空間としての活用手法



市民緑地



農業公園



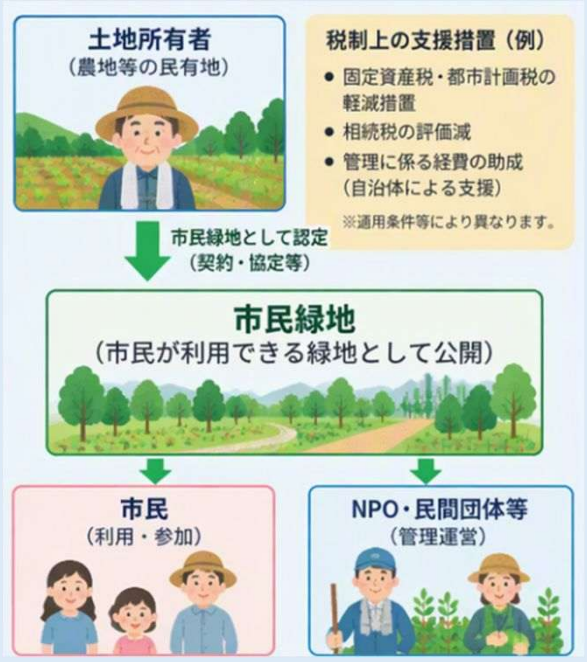
公園内の体験学習施設

(ア)市民緑地認定制度による保全

✓　民有地を土地所有者が維持したまま、市民が利用できる緑地として公開する制度です。
✓　都市緑地法第60条に基づき、みどり法人の指定を受けてNPOや民間団体等が管理運営を行うことも可能です。

1　制度の仕組み

都市緑地法に基づき、民有地を市民が利用できる緑地として認定する制度。



地域に開かれた緑地空間の実現

2 制度活用のイメージ

民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間が創出される。

①郊外部における空き地を活用し緑地を創出、地域住民のイベントの場として活用する。
（例）空き地の活用や住宅街の使われていない土地について、自治会等が芝生や植栽を整備し、路地裏マルシェなど地域住民の活動の場として活用。

②既存の緑化空間の植栽を充実し、憩いの場として公開する。
（例）まちなかの既存緑地のうち一般公開されていないものについて、地域住民が利用しやすいように施設整備や植栽の充実等の管理を行い、地域の憩いの場として開放。

③一定の用途に供する家屋の敷地を緑地空間として整備し、公開する。
（例）緑の少ない地区での建物敷地の一部を、貴重な緑地空間として自ら管理し、広く市民に開放。

出典：市民緑地認定制度活用の手引き（国土交通省）

3 川崎市における活用イメージ

本市の農地の現況や課題を踏まえ、地域特性に応じた活用を検討する。

公園・緑地が不足する地域での活用検討
・市街化区域内の農地を中心に制度活用
・地域特性に応じて活用

農地保全と市民利用の両立
・農地の公益的活用
・所有者の意向に配慮した柔軟な仕組み

コミュニティガーデンへの活用
・遊休農地や空き地等の活用
・市民参加型の農園として暫定利用

【参考事例】
たもんじ交流農園（東京都墨田区）
・お寺の駐車場を活用した市民緑地
・地域住民による農園の運営
・農業体験や地域交流の場として活用
・寺島なすの栽培

(イ)農業公園として整備

✓　農地を都市の重要な緑地（農業公園）として保全するとともに、農業体験や環境学習、地域交流の場として活用するなど、他都市の事例を調査、検討します。

【実現に向けた課題等】

✓　用地の確保に向けた地権者の理解と協力

✓　整備手法や整備内容の整理

近隣都市の取組状況

市区町村	箇所数	設置の背景	特徴
世田谷区	７箇所（1カ所あたり約7,000㎡～90,000㎡）	・農地が減少していく中で農のみどりを将来につなげる財産として残すため、2009年に「世田谷区農地保全方針」を策定。 ・区内の７地区を農地保全重点地区に指定し、地区内の農地を都市計画公園（農業公園）として整備している。	・生産緑地を取得し農業公園として活用。 ・子ども食堂や地域の小学校の社会見学、自然　観察会等を実施し、地域との連携を図っている。
横浜市	11箇所（1カ所あたり約1,000㎡～10,000㎡）	・2009年度から「横浜みどりアップ計画」に基づき、「農地を守る」取組のひとつとして樹林地や農地を確実に保全することを目的に、土地の所有者による維持管理が難しくなった農地等を市が公園用地として買取や借地により取得し、分区園を主体とする公園として整備している。	・都市公園として、他の都市公園と同様に都市公園法をはじめとする関連法令に基づいて実施している。 ・分区園だけでなく協働農園などの市民ニーズに対応した環境教育や、地域活動、コミュニティ形成の場となるよう整備を進めている。
練馬区	１箇所	区民が農業体験できる場を提供し、緑化意識を高めることを目的に設置。	農業体験イベントや季節ごとのイベントを実施している。
足立区	１箇所	区制５０周年記念事業に位置づけ、農業振興の拠点として活用するために1984年に開園。	園内の田んぼや畑で取れた収穫物を園内のマルシェで販売している。

(ウ)既存公園における取組

- ✓ 既存公園では、公園整備、市民協働、民間活力活用、既存農地活用などの手法により農との触れ合いの場を創出しています。
- ✓ これらを参考に、本市においても公園の特性に応じた農的活用について検討するとともに、都市公園法における農的取組の位置づけについても整理します。

市内の先行事例

公園	管理主体	畑について	活用手法	写真
①富士見公園	指定管理者	再編整備の際に、「農と自然を体感する広場」として整備。	指定管理者である「川崎フロンターレ」とコラボした田植えや収穫体験等の農体験イベントを実施している。	
②新川崎ふれあい公園	管理運営協議会 (NPO法人)	公園内の敷地を「体験の森」として川崎市と市民が協働して設置。	定期的に子供たちにむけて、農体験イベントや生き物観察会などの環境学習を実施している。	
③橘公園	Park-PFI事業者・地域団体	「コミュニティ菜園」として、事業者提案により設置。	畑づくりを中心に、落ち葉等の堆肥を活用した資源循環や食育・自然教育に取り組むほか、ワークショップ開催時には収穫物の販売も行っている。	
④生田緑地	指定管理者・JAセレサ川崎	事業用地内の既存農地を活用。	JA主導の下、「じゃがいも学校」という食農教育を目的としたイベントやトウモロコシ畑の迷路体験など、様々なイベントを実施している。	

先行事例を踏まえた活用パターン（案）

①公園整備型
- 公園の再整備に合わせて農体験空間を整備
- 指定管理者による管理

②市民協働型
- 市民協働事業による公園敷地の活用
- 市民や地域団体と連携して管理

③民間提案型
- Park-PFI事業等の民間提案による農園の設置
- 民間事業者と連携した管理

④既存農地活用型
- 公園内の既存農地をそのまま活用
- JA等と連携した管理

(エ)地域資源を活かしたコミュニティづくり

- ✓ 市内の地域資源を活用した取組では、体験や交流を通じて地域コミュニティの形成や地域への愛着の醸成につながっています。
- ✓ こうした取組を参考に、地域資源を活かしながら、農体験イベント等の実施による市民と農との触れ合いの機会の創出を推進します。

市内の取組事例

あさおグリーン・ツーリズム



内容
都市住民が麻生区内にある農業振興地域（黒川上・黒川東・岡上・早野）を訪れ、自然環境、農林水産業伝統文化などを体験・交流する機会を通じ、地域の活性化を目指している事業。

あさおホッププロジェクト



内容
麻生区の市民提案型共同事業として、ビールの原料であるホップの栽培を通じて、住宅地での自発的な緑化を促し、地域の交流の場づくりを行っている事業。

田んぼアート



内容
川崎市市制100周年を記念し、JAセレサ川崎と連携して麻生区岡上の田んぼで田んぼアートを制作するとともに、親子を対象とした稲刈り・はさがけ体験を実施した。

カ　全体を踏まえた今後の方向性について

生活空間としての農の活用

- 民有地等の市民緑地認定制度の活用
- 公園における農空間の整備
- 地域資源を活かしたコミュニティガーデンづくり

↓

得られる効果

- 生物多様性に資する機能の発揮（自然体験学習の創出）
- 市民利用の促進（農体験学習・交流の場の創出）
- 地域コミュニティの形成（多世代交流や地域活動）

↓

「農」を活用した豊かな都市環境の形成

資料６

ア　前提条件（第3回自然共生部会審議事項）

３つの施策の柱　生物多様性につながるみどりの基盤づくり　保全施策のアップデート

〇保全を支える仕組みづくり（企業とともに進める緑の保全）

⇒みどりの価値の金銭化として、金銭による保全・再生への協力　具体策の検討

現状の課題

緑の量の減少、緑のつながりや質の欠如

・樹林地・農地は減少　空き家・空地は増加

（2006→2020で樹林地▲約67ha、農地▲約165ha）

・自然環境保全配慮制度の形骸化

（500㎡以上で保全配慮は求めても緑地は消失、ネットワーク分断　）

※他の緑に関わる規制等との連携も検討



自然環境保全配慮制度の形骸化

イ　原因と施策アップデートの方向性

・市域全体の緑のつながりの絵姿を描けていない
　⇒生物多様性の指標化・**自然回復の優先度可視化が必要**
・開発で失われた緑を回復・創出する仕組みがない
　⇒樹林地、農地の喪失に対する**ミティゲーションのアップデートが必要**
・保全緑地などの緑の質や生物多様性を高めるための有効な資金がない
　⇒持続可能なみどりのための**資金運用の仕組み再構築が必要**

※他の緑に関わる規制等との連携も検討

ウ　欧州におけるクレジットを含めた自然環境の保全及び創出の仕組みの先進事例

■ 先進事例

	(1)イギリス　BNG「生物多様性ネットゲイン」政策	(2)ベルリン市(ドイツ)GAK「全市的補償枠組み」
制度	生物多様性を開発前より10%以上増加させるよう開発事業者に義務付ける生物多様性ネットゲイン(BNG)を国レベルで初めて法制化し、2024年2月以降順次施行している。	ドイツの自然保護法上の「介入規制(Eingriffsregelung)」の実践手法として市域全体で開発による自然への影響と補償を管理する制度
内容	・生物多様性ユニットで定量評価 ・開発前後を比較し生物多様性ユニットが10%以上純増することを求める ・効果を30年以上維持 ・ゲイン計画の承認が必要 ・**民間が主体となってハビタットバンクを運営**	・**エコアカウント方式**(開発が発生する前に自然再生を先行実施し、その成果をポイントとして貯めておく制度)や補償プール制度(複数の開発事業の補償措置を一か所または少数の場所に集約して実施する仕組み)による。 ・全市的な生態系ネットワークの観点から**戦略的に生物多様性を回復すべき地域を指定**し、補償として市に支払われた費用をこの地域の自然再生事業に充てる ・**行政が主体となってオフサイトユニットを用意**
制度イメージ図		 ・市全体の補償概念では、補償を通じて自然や景観を改善する可能性が示されている地域に見られる。 ・市中心部(中央の黄色エリア)、ベルリンのオープンスペースシステムの軸(青緑)および環状(緑)、そしてベルリンのバルニム(上)、ミュッゲルスプレー(右下)、グルーネヴァルト(左下)、テゲラー/シュパンダウアーフォルスト(左上)といった大規模な地域レクリエーションエリアが含まれる。

エ　川崎版ネイチャークレジットの検討

クレジット化に向けた評価モデル

・目的　　：市内の開発で「生物多様性ネットゲイン」を定量的に評価できるようにする。
・算定モデル：生息地ユニット＝面積㎡×生息地の固有性スコア×状態評価×接続性（ネットワーク評価）

①生息地タイプ分け　固有性スコア表（案）　　０～８の9段階で設定

１樹林地６区分	スコア	内容	特性
自然植生（自然性高）	8	シラカシ林、スダジイ林など優れた自然植生地	都市部で価値が高く、再生が極めて困難
二次林（自然性中程度）	7	二次林（クヌギ・コナラ林）などの植生地	多摩区・麻生区に多く、連続性が重要
社寺林・孤立林	6	歴史的な価値も高く常緑広葉樹等の大径木で形成さた鎮守の森	小規模でも生態的価値が高い
植生林	4	スギ、ヒノキ、等の植林木が単一的に広がる	
竹林	5	モウソウチク、マダケ等の背の高いタケ類が単一的に広がる竹林など	
中低木林	5	林縁部のマント群落、中低木からなる緩衝緑地、低木群落	都市部で重要な緩衝帯

２草地３区分	スコア	内容	特性
二次草地（高）	6	人為による一定の管理のもとに成立する多年生草本主体の草原 ススキ、チガヤなど	
二次草地（低）	5	森林の伐採などの大きな攪乱後に成立した遷移途上の草地	
人工草地	4	ゴルフ場・芝生など、人為的草地、頻 繁な刈り取りにより維持管理された草地（法面含む）	

３水辺地・湿地４区分	スコア	内容	特性
浅水域	7	水草、海草などの、水域内や潮間帯に成立する植生　アシ原など	
湿地草原	6	地下水位が表層付近に賦存する環境に成立する草原で、低層湿原、谷戸の湿地	
人工湿地	5	調整池・ビオトープなど人工的な湿地植生	
河川・運河沿いの植生帯	6	河川や海岸沿いなどに特異的に形成された植生地	

2　議題（４）川崎版ネイチャークレジットの導入可能性について

４耕作地等３区分	スコア	内容	特性
水田	6	耕作地および耕作放棄地のうち、水田としての利用（水路や畦なども含む）	
畑地	6	耕作地および耕作放棄地のうち、畑地として利用された環境	
水田・畑以外の耕作地	5	果樹園、造園樹木の苗圃などの樹園地	

５都市緑化地区分	スコア	内容	特性
緑の多い植栽帯	4	公園・民有地緑化、街路樹、生垣などの植栽地	生態的には中程度
緑が疎な植栽地	3	道路・公園などの雑草群落	
屋上・人工地盤緑化（厚層）	3	高木・中低木で構成された植栽地	生態価値は限定的
屋上・人工地盤緑化（薄層）	1	主に地被植物による植栽地	景観価値は高いが生態価値は低い

６人工裸地	スコア	内容	特性
舗装・建物	0	舗装面や建築物など	生態価値なし
裸地（未舗装面）	2	無植生の砂利・造成地など	
開放水面	6	河川、池などの開放水面のうち、沈水植物等の水生植物の生育が認められない	

（２）状態評価　5段階　0.5～2.0の3段階で設定

評価基準	スコア	内容
Good	2.0	多様な植生が維持され、良好な状態にあるもの
Moderete	1.0	一定の管理が行われ、一般的な状態にあるもの
Poor	0.5	管理不足により質が低下しているもの

（３）接続性（ネットワーク評価）　多摩丘陵軸、多摩川崖線軸、多摩川軸などとの連続性、ネットワーク形成の貢献

孤立・単独　×1.0　　重点・連続・軸上　×1.5

オ　ネイチャークレジットの評価手法

・開発前後の生息地ユニットを算出し、以下の式で不足ユニットを算定する。

不足ユニット＝復元再生ユニット－ 規制回復ユニット

※規制回復ユニット＝開発前ユニット－開発後ユニット

※**みどりの将来像を踏まえ**立地に応じて**復元再生ユニット**を設定

A：丘陵地（自然環境保全配慮地区）　　B：低地部（多摩川沖積地）

C：駅周辺拠点エリア　　D：臨海部（工業地帯）

・自然再生クレジット基金の骨格

「事業者が土地を持たず、市がクレジットを預かり第3者が自然再生を行う方式」

①敷地内でできるだけネットゲイン　　④市が**自然再生基金**として管理

②不足分はユニットで計算　　⑤**市が戦略的に自然再生を実施**

③不足ユニットはクレジットとして市に納付　　⑥30年モニタリングで成果を保証

※川崎市において「オフサイトが成立しにくい理由」

・**市内の土地価格が高い　・空き地が少ない**　・斜面地、河川敷などは市や国の管理

・民間が自然再生地を**長期保有するインセンティブがない**

・**30年間管理を民間が担うのは現実的ではない**

※市が預かったクレジットの投入先

里山管理、農地の再生（自然再生型農地）、空き地などコミュニィガーデン創出、臨海部の街路樹や緑地再生
河川沿いの植生帯復元　など

※自然再生の施工・管理主体イメージ

みどり法人（川崎市公園緑地協会）、農業法人（JA）、NPO法人、造園会社、大学・研究機関など

カ　ネイチャークレジット単価の算定

クレジット単価＝自然再生に必要な総費用（30年想定）÷創出される生息地ユニット

①　クレジット単価の基本式

クレジット単価（円／ユニット）
＝（再生費用＋維持管理費（30年想定）＋モニタリング費＋事務費）÷創出ユニット量

②　費用構成の内訳

１）自然再生の初期整備
ex　斜面地樹林再生：　～　円／㎡、公園生態改善：：　～　円／㎡
湿地･ビオトープ：：　～　円／㎡、自然型農地再生：：　～　円／円

２）維持管理費（30年想定）
ex　樹林地：：　～　円／㎡／年、草地：　～　円／㎡／年、
湿地：：　～　円／㎡／年、農地：：　～　円／㎡／年

３）モニタリング費　5年ごとに生態調査、外来種調査ほか

４）事務費　市の基金管理、委託契約、成果報告ほか（総費用の：　～　%を上乗せ計上）

③　生息地（創出すべき）ユニット（分母）の算定

創出ユニット＝面積×固有性×状態

⇒ 1,000㎡の樹林地の場合（固有性６→状態Good2.0）　**1,000×６×2.0＝12,000ユニット**

④　実例を想定したクレジット単価（試算）

ケース：　1000㎡の樹林地を再生し30年間維持する場合

費用項目	単価	金額
初期整備		
維持管理（30年）		
モニタリング費		
事務費（15%）		
合計		

生息地（創出すべき）ユニット：　1,000㎡×６×2.0＝12,000ユニット

樹林地のクレジット単価：　÷12,000＝　　円≒　　**円／ユニット**

市がタイプ別にクレジット単価設定（算定例）

樹林地：　　円／ユニット　　農　地：　　円／ユニット・・・・
湿　地：　　円／ユニット
草　地：　　円／ユニット

※クレジット単価は「1ユニットを創出するための実コストとする」

⑤　不足ユニットのクレジットを算定し市に納付

ケース：樹林地で補う場合　12,000ユニット×　　円＝　　**円**

⑥　市が自然再生基金に積み立て、第三者に委託して再生

事業者は土地を持つ必要なし　⇒　市は戦略的に自然再生を進められる

キ　クレジット試算（ケーススタディ）

共同住宅の一次開発（面積：4000㎡程度）



※図面と数値はイメージです

※図面と数値はイメージです

キ　クレジット試算（ケーススタディ）
共同住宅の一次開発（面積：4000m2程度）に係る試算シミュレーション

（次ページ一覧①）

自然環境保全配慮地区において二次林を改変する事業

事業区域面積：4,000㎡程度

事業概要：共同住宅、店舗（建築面積1,500㎡　延べ面積17,000㎡）

開発前ユニット＞開発後ユニット

一次開発

開発前ユニット

区分	面積	スコア	状態	接続性	生息地スコア
二次林	1,943	7	0.5	1.5	10,201
竹林	800	5	0.5	1.5	3,000
二次草地（低）	400	5	0.5	1.5	1,500
裸地	872	0	1	1	0
計	4,015				14,701

開発後ユニット

区分	面積	スコア	状態	接続性	生息地スコア
緑の多い植栽帯	603	4	1	1.5	3,618
屋上・人工地盤緑化（薄層）	102	1	1	1	102
舗装・建物・裸地	3,310	0	1	1	0
					0
計	4,015				3,720
				ユニット値	0.253

		復元再生ユニット		開発前ユニット		開発後ユニット		
不足ユニット＝		—	—	14,701	—	3,720	＝	10,981
		不足ユニット		タイプ別クレジット単価（円）				
クレジット額＝		10,981	×		＝		円	ネイチャークレジット

樹林地再生として換算

ク　クレジット試算一覧（環境影響評価案件ほかケーススタディ）

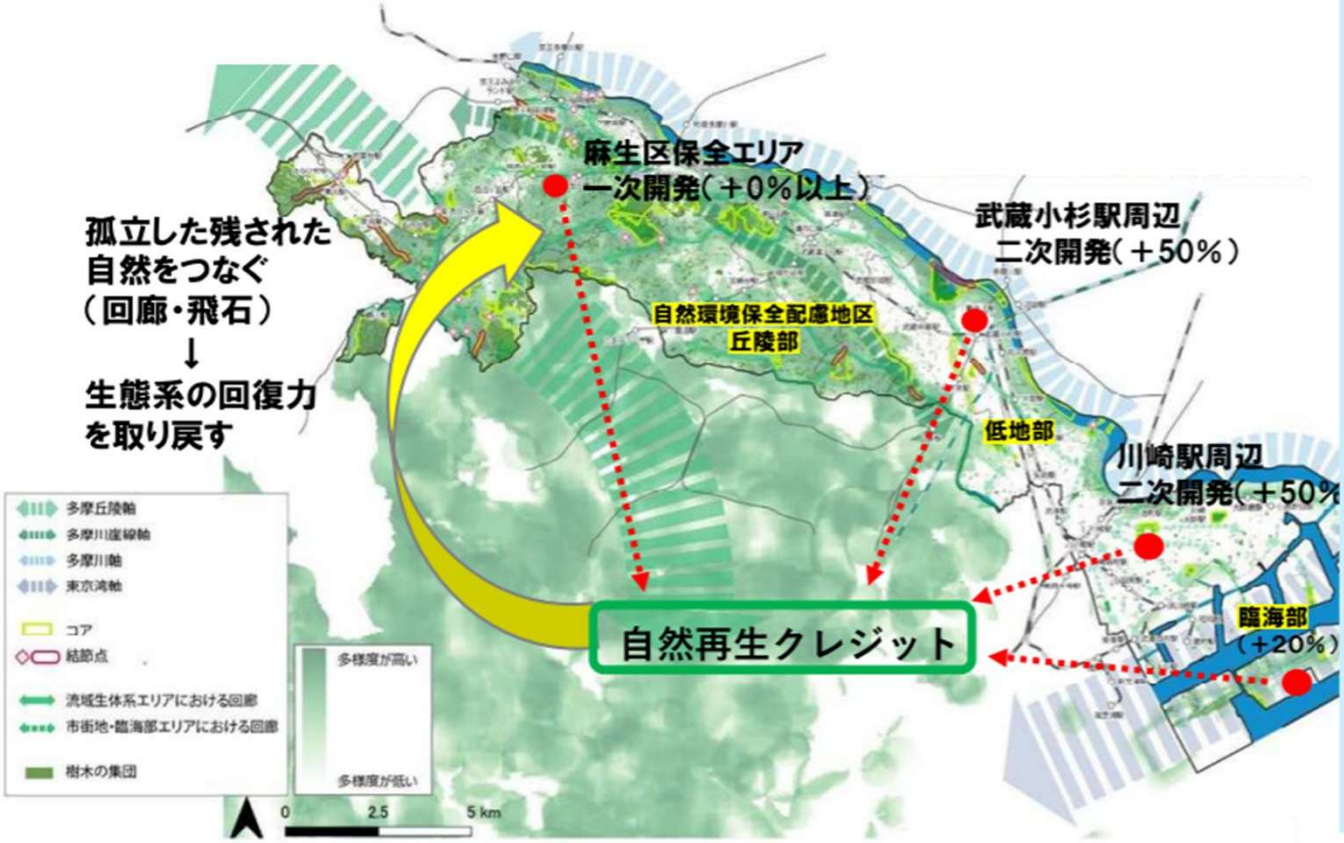
事例No.	規模	事業内容	開発次元	復元再生スコア	開発前スコア	開発後スコア	復元率	復元植生	自然再生基金（千円）
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥	ケーススタディ								
⑦									
⑧									
⑨									
⑩									

事例①②　：一次開発によって樹林地・農地が消失し、ユニット値が減少する場合⇒**オンサイトで復元を求め、不足分をクレジットで代替措置**

事例⑤⑥⑧⑨：二次開発で現状より、ユニット値が減少しする場合
⇒**一定ユニット数・増加率（1000ユニット増、または、×1.1倍…×1.5倍)の確保を求め、オンサイトでの復元の不足分をクレジットで充当**

事例③④⑦⑩：二次開発において緑化することで、ユニット値が増加するが、将来の植生基盤として未舗装地として草地で復元再生ユニット値を設定する場合
⇒**不足分をクレジットで充当（臨海部→湿性地、低地部→農地、丘陵地→樹林地など）**　**生物多様性に向けたの指導**

ケ　本市の自然環境の回復再生のイメージ



クレジットの活用例

●里山管理
（更新・多層林化・外来種除去）

●生態系ネットワーク上のギャップ解消
（隣接地との連結緑地整備）

●生産緑地⇒環境保全型農地への転換　など

⇒生物多様性の全市モニタリング、自然共生サイト登録支援、こどもの自然体験、コミュニティガーデンなどに再投資

●臨海部の共通緑地や街路樹

企業へのインセンティブ付与の必要性

●認証マーク・PR支援（優良事業として市ホームページで紹介）

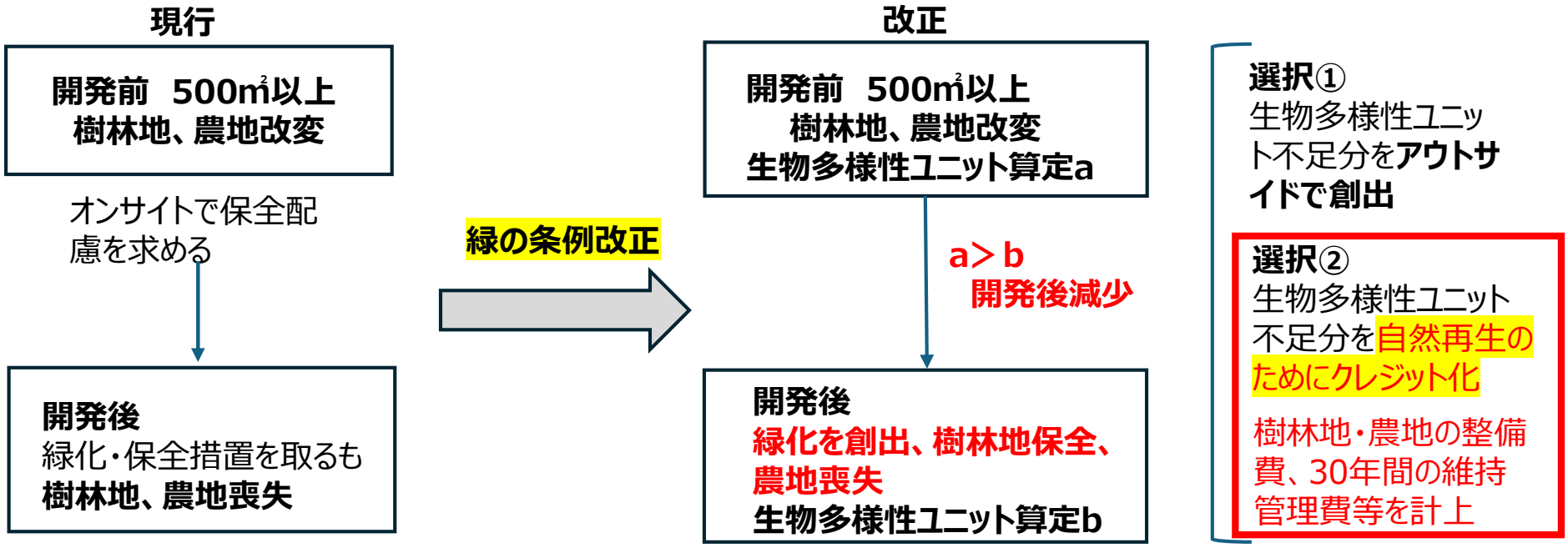
●創出ユニットの貢献による容積緩和、補助金、税制誘導と連動した制度設計

コ　ネイチャークレジットの創設による解決策

反転・ネイチャーポジティブに向けた代替措置を含めたミティゲーション**（ネイチャークレジットの活用）**

※他の緑に関わる規制等との連携も検討

コ　ネイチャークレジットの創設による解決策
②自然環境保全配慮地区における代替措置



考察・検証事項

・樹林地、農地の自然環境を**生物多様性ユニットとして算定し、ネットゲインすべきユニットをオフサイトまたは、クレジット化**

・**クレジットは自然環境保全配慮地区を緑地等の整備、維持管理に活用、緑の条例で制度化**

コ　ネイチャークレジットの創設による解決策
③生物多様性ネットゲインに向けた代替措置

みどりの将来像

●**市域生物多様性見える化マップ作成**

●**エリアごとに目標とする復元再生に向けた生息地ユニット値を設定**
（×1.1～1.5）

＜エリア＞
丘陵地、低地部、拠点、臨海部など

一次開発

開発前　500㎡以上
樹林地、農地改変
生物多様性ユニット算定a

a＞b
開発後減少

開発後
緑地創出しネットゲイン
×1.1～1.5を求める
生物多様性ユニット算定b

規制回復ユニットのケース

二次開発

開発前　500㎡以上
舗装面、裸地改変
生物多様性ユニット算定a

a＜b
開発後増加

開発後
緑地創出しネットゲイン
×1.1～1.5を求める
生物多様性ユニット算定b

復元再生ユニットのケース

ネットゲインできない場合

選択①
生物多様性ユニット不足分を**アウトサイドで創出**

選択②
生物多様性ユニット不足分を自然再生のためにクレジット化

樹林地・農地の整備費、30年間の維持管理費等を計上

考察・検証事項

・市域全域の生物多様性の将来像を踏まえ、ネットゲインの値を設定し、**生物多様性ユニットを算定する。**

・**ユニットが不足した場合は、オフサイトまたは、クレジット化**

・**クレジットは市域の**保全・回復すべき回廊、ボトルネック拠点、創出すべき緑地を再接続に**活用**

カ　自然再生クレジットの運用イメージ

案１　　①　②　③分けて運用

□基準整理

※他の緑に関わる規制等との連携も検討

□仕組みづくり（試行）

②自然環境保全配慮地区における代替措置

③生物多様性ネットゲインのための代替措置

ネイチャークレジットを創設
⇒ネイチャーポジティブに資する多様な緑に投入

案２　①　②　③一元化して運用

■クレジットの一元化

※他の緑に関わる規制等との連携も検討

②自然環境保全配慮地区における代替措置
③生物多様性ネットゲインのための代替措置

みどりの将来像のNATURE　LOOPの実現に向け
「生物多様性につながるみどりの基盤づくり」

ネイチャークレジットとして一元化し
⇒公・民の多様な緑に資金を投入

キ　川崎版ネイチャークレジットの効果

☆生物多様性が**「確実に純増」**する都市へ　⇒市全体で「KAWASAKI NATURE LOOP」が形成

☆民所有地（樹林地・農地）の管理財源に活用　⇒樹木更新・老朽化対策、環境保全型農業の加速
☆民有地の保全が進むことで、相続時の転用圧力を緩和し、緑のまとまりを維持
☆**全ての関係者が同一基準で生物多様性向上を確認**

☆**都市価値の向上**　　**自然共生に向け企業連携が進展、都市ブランドが向上**
ネイチャーポジティブ都市として国内外に発信

再掲

審　議　用　参　考　資　料
令　和　8　年　6　月　3　日
第３回川崎市環境審議会自然共生部会

Ⅱ　3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

2 （1）生物多様性につながるみどりの基盤づくり
イ 保全施策のアップデート（具体的なイメージ）

③保全を支える仕組みづくり（企業とともに進める緑の保全）

３つのメニューによる開発等に伴う緑地の保全・再生

事業敷地内での対応が難しい場合

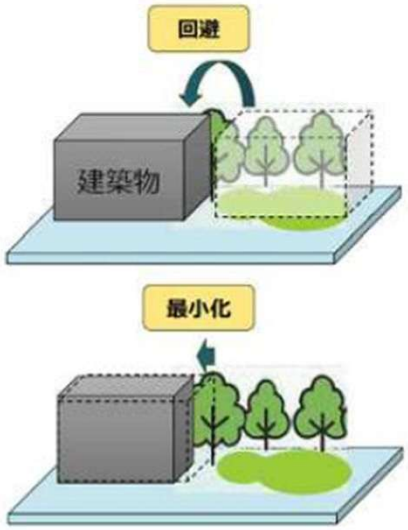
原則敷地内で対応

事業敷地外での候補地がある場合や企業としての地域貢献を望む場合

代償候補地がない、継続的な関係等を望まない場合

継続　オンサイトでの保全・再生

【既存のミティゲーション】
本市では、開発行為等において、既存の緑を保全するため、**建築物の配置や規模等について条例に基づく指導を実施**してきました。



拡大　オフサイトでの保全・再生

【代償措置を含めたミティゲーションの検討】
開発行為等において、事業の対象区域内のみで緑の保全や創出を計画することが物理的に困難な場合については、**市域の重要な緑地等の保全に協力することを「代償」**とできる制度を検討します
※既存の臨海部の特例措置の拡大を検討



事例：共通緑地ガイドライン（臨海部）
取組：一定の要件を満たした場合、工場の敷地外に緑地等を整備できる
課題：代替先の候補地がない（実績０）
代替先の事業転用のリスク
オープンスペースとして管理する上での管理負担が大きい

拡大　みどりの価値の金銭化 ⇒金銭による保全・再生への協力

【みどりの価値に対する負担金制度の検討】
みどりの損失分に対して価値を金銭化するなどにより、周辺のみどりの質を向上させることを目的とした負担金として支払いを求める制度（代償）を検討します。
※既存の開発負担金制度のアップグレードを検討

●アウトサイドミティゲーション
【川崎モデル】生物多様性の可視化を反映
【現在】「公園の量の不足を金銭化」

開発行為Am㎡×公園面積（B%）×(単価C円/㎡)

【アップデート】「自然的環境の回復措置を金銭化」

（イメージ）
開発行為Am㎡×自然的環境の回復（B%）×(単価C円/㎡)

事例：BNG政策（イギリス）
取組：生物多様性に与える影響を回避・最小化した上で、事業終了後には生物多様性の価値を１０%以上高める。
オンサイトを基本としつつ、オフサイトや金銭化（生物多様性クレジット）のメニューも用意されている
課題：自治体の審査・監視体制
オフサイト供給地の不足
長期的なモニタリングと管理の不備が課題

15

再掲

Ⅱ　3つの施策の柱に基づくアップデートすべき事項

令　和　8　年　6　月　3　日
第３回川崎市環境審議会自然共生部会

2 （1）生物多様性につながるみどりの基盤づくり
イ 保全施策のアップデート（具体的なイメージ）

③保全を支える仕組みづくり（企業とともに進める緑の保全）

（参考）オフセットに関する世界の動き ： 生物多様性クレジット　国土交通省

○ ネイチャーポジティブ経済への移行に向けて、世界では、生物多様性に貢献する取組の成果を評価・認証し取引可能とする生物多様性クレジットの市場形成に向けた動きが進みつつある。

○ さらにCBD COP16では、「Framework for high integrity biodiversity credit markets」（IAPB：生物多様性クレジットに関する国際諮問委員会）が発表され、生物多様性クレジットと市場の安全性を確保するために必要な基準が提唱された。

＜生物多様性クレジット市場形成の動向＞

✓ 生物多様性クレジット市場は、一部の国/地域において民間または政府主導での立ち上げが始まっている。



民間主導

- オーストラリア
- ニュージーランド
- コロンビア
- 英国
- 南アフリカ
- フランス
- スイス
- スウェーデン
- ブラジル
- Wallacea Trust Biodiversity Credits（国際）
- Verified Impact Standards（国際）

政府主導

- オーストラリア
- ニウエ
- ガボン
- インド
- ニュージーランド

イニシアチブ

ガバナンス/インテグリティに関するイニシアチブ
- WEF Biodiversity Credits Working Group（国際）
- Biodiversity Credits Alliance（国際）
- Taskforce for Nature Markets（国際）
- IUCN Global Standard For Nature Based Solutions（国際）

標準化に関するイニシアチブ
- VERRA（国際）
- Plan Vivo Foundation（英）

＜生物多様性クレジットの有効性とリスク＞

✓ 生物多様性クレジットは、企業等が都市開発等において、その土地で生物多様性を再生・創出することができなかった際に、市場でアプローチすることができる、有効な解決策である。



出典）Biodiversity Net Gain: An Introduction to the benefits, Natural England 2022

✓ 一方で、現段階から国際的な取引を可能とすると、見せかけの環境配慮、グリーンウォッシュにつながるという危惧も根強く存在する。

✓ こうした背景より、公表された「高い信頼性のある生物多様性クレジット市場の枠組」（仮訳）では、地域と協働で解決に向かって取り組む「ランドスケープ・アプローチ」の考え方が重要であると示した。真に現場で支援を必要としている者に資金がまわり、根本的な課題解決につながるメカニズム構築に向けた議論が、引き続き展開される。

安全性を確保するための留意点

現場でとられた適切なデータ、及び**科学的根拠**に基づくこと	**生物多様性の影響が及ぶ地域内でオフセットすること**（国境を越えたオフセットや二次流通市場は認めない）
クレジット購入者はサプライチェーンの関係者であること	現場で収集されたあらゆるデータに対し、その土地の人がアクセスできるようにすること

など

出典）https://www.iapbiocredits.org/framework

10

国土交通省グリーンインフラを取り巻く国内外の動向と国土交通省の取組状況　https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/content/001861101.pdf

16